

理由書

【鵜ヶ瀬地区計画】

1 当該都市計画の必要性

鵜ヶ瀬地区計画については、北側部分の境界は、都市計画道路久澄橋線南端とされていますが、当該都市計画道路の線形変更に伴い、地区計画の区域を変更するものです。

2 当該都市計画の妥当性

(1) 区域

当該地区については、上記理由により約0.4haの区域が対象です。

(2) 面積

上記理由により、約0.4haを鵜ヶ瀬地区計画区域に編入します。